

令和8年度 認定こども園の入所を希望する皆さんへ (喜名こども園入所案内)



■ お読みください ■

本資料は、「令和8年度村立保育所・認可保育園入所案内パンフレット（以下、保育園入所案内パンフレット）」に加え、公私連携型認定こども園（喜名こども園）への入所を希望される方に向けた資料となります。

保育園入所案内パンフレットに加え、公私連携型認定こども園に関する事項を補完しておりますので、必ず本資料と併せて保育園入所案内パンフレットをご確認いただき、必要に応じて各種手続きを行っていただくようお願いします。

■ 認定こども園とは ■

認定こども園とは、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。具体的には、これまで幼稚園で行ってきた幼児教育（3歳～5歳）と保育所等で行ってきた保育（0歳～5歳）について、認定こども園では同一施設内で一体的な教育・保育サービスの提供を行います。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用先	
満 3 歳以上の場合	教育を希望	1 号認定	幼稚園	認定こども園
	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	2 号認定	保育所等	
満 3 歳未満の場合		3 号認定		

読谷村では、令和8年3月31日をもって村立（公立）の喜名幼稚園が閉園し、令和8年4月1日から新たに「公私連携型認定こども園 喜名こども園」に移行します。

※喜名こども園は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは仮設園舎（座喜味2976番地1）で運営を行い、令和10年4月1日からは旧喜名幼稚園敷地内に整備する新園舎へお引越しのうえ運営を行います。

■ 読谷村内の認定こども園 ■

入所定員

施設名等			定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
社会福祉法人 喜名こども園	住所：字座喜味 2976 番地 1 TEL：098-989-8533（仮） ※仮設園舎整備までの間はぼのぼの保育園の連絡先としています。（架線後に変更予定）	1号	26	—	—	—	5	7	14
		2号	49	—	—	—	10	13	26
		3号	28	6	10	12	—	—	—

※利用年齢はR8.4.1時点となります。

※1号認定は校区内の児童を優先的に受け入れます。

※2号認定は5歳児のみ校区内の児童を優先的に受け入れます。また、3歳～4歳は校区内外の児童に関わらず利用調整のうえ受け入れを行います。また、4歳児の校区外児童においては次年度5歳児になる際の在園児の保証はなく、次年度も継続して入所を希望される際は新規申し込みと同様に利用調整を行いますので、ご留意のうえお申込ください。

預かり時間等

1号認定については、村立幼稚園と同様に午前の教育時間を基本とし、午後の一時預かり保育を実施します。また、土曜日は一時預かり保育を含め休園となります。

2号認定および3号認定については、村立保育所・認可保育園と同様に標準時間または短時間での保育を実施し、土曜日にも受け入れを行います。

そのほか、祝祭日、年末年始、慰霊の日等は休園となります。詳細については、下記のとおりです。

	1号認定	2号認定/3号認定
利用時間	8：00～14：00（8月以外）	7：00～18：00（標準時間） 8：00～16：00（短時間）
一時預かり保育※1	14：00～18：00（8月以外） 8：00～14：00（8月）	—
土曜日の受け入れ	なし	あり
延長保育	—	あり※2
給食※3	あり（自園調理）	あり（自園調理）

※1 一時預かり保育については、4月2日からの開始となります。（4月1日は利用できません）

また、8月（長期休業期間）は14時までの利用となります。14時以降の保育実施については、各施設へご確認ください。

※2 土曜日については、延長保育はありません。延長保育の利用対象者は保護者の就労形態の多様化や通勤時間等の実態により、保育時間の延長が必要な方となります。また、保育士の研修等のため、半日保育または休園になる場合がありますので、あらかじめ各園にご確認ください。詳細については、「保育園入所案内パンフレット P.4」をご確認ください。

※3 月1回はお弁当の日がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 入所対象児童について

入所対象児童および保護者ともに読谷村に住所を有していることが条件となります。

また、公私連携型認定こども園（喜名こども園）の入所にあたっては、児童の年齢や保育を必要とする事由の有無により認定区分が異なります。

認定区分	年齢	保育の必要性
1号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当しない場合
2号認定		「保育の必要な事由」に該当する場合
3号認定	満3歳未満	

※満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当する方は1号認定ではなく2号認定での申込となります。

■ 校区内児童の優先調整

公私連携型認定こども園では、1号認定の3歳児から5歳児、2号認定の5歳児の入所にかかる利用調整において、入所申込が利用定員を超過する場合は小学校区内の児童を優先的に利用調整を行います。

※2号認定においては、2歳から3歳、3歳から4歳で現在通っている園を継続利用（持ち上がり）を希望する際は、校区内外に関わらず、新規申込者に先立って在園児童の利用調整を優先的に行います。ただし、4歳から5歳で継続利用（持ち上がり）を希望する場合において、校区内の児童は在園児童としての利用調整を優先的に行いますが、校区外の児童は新規申込者と同等に利用調整を行い、入所対象者を決定します。

■ 受付期間、場所など

「新年度入所向け申込受付」および「年度途中向け申込受付」については、村立保育所・認可保育園と同様の受付期間、場所となりますので、「保育園入所案内パンフレット P.1」をご確認の上、お申込ください。

※1号認定において、公立幼稚園・私立幼稚園と公私連携型認定こども園（喜名こども園）とでは申込の方法が異なりますので、十分ご注意ください。

入所希望施設（1号認定）	申込受付先
公立幼稚園 私立幼稚園	入園を希望する施設へ直接申込
公私連携型認定こども園 （喜名こども園）	読谷村役場こども未来課へ申込 ※利用調整のうえ入所対象者の決定を行います

■ 1号認定と2号認定の併願

公私連携型認定こども園においては、1号認定および2号認定の申込受付先が読谷村役場こども未来課となり、申込後に入所定員を超過する場合は利用調整を行うため、1号認定と2号認定の併願を行うことはできません。

ただし、入園を希望する施設へ直接申込する私立幼稚園の1号認定と公私連携型認定こども園の1号認定の場合や、私立幼稚園の1号認定と公私連携型認定こども園の2号認定の場合等においては、併願が可能です。その際、利用調整の結果、2号認定で保育園や認定こども園に入所が決定した場合は、原則として2号認定で入所決定した施設に入所いただくことを前提としておりますので、ご理解の上、お申込ください。

○併願ができる例

- ・私立幼稚園1号認定と公私連携型認定こども園1号認定
- ・私立幼稚園1号認定と公私連携型認定こども園2号認定
- ・公立幼稚園1号認定と公私連携型認定こども園2号認定

○併願ができない例（読谷村役場こども未来課で申込受付を行い、利用調整を行うもの同士）

- ・公私連携型認定こども園1号認定と公私連携型認定こども園2号認定
- ・公私連携型認定こども園2号認定と公立・認可保育園2号認定（それぞれ別々の申込とすることはできませんが、1つの2号認定申込として希望園で公私連携型認定こども園と公立・認可保育園を希望することは可能です）

■ 利用できる家庭の条件 ■

1号認定

入所対象児童および保護者ともに読谷村に住所を有していることが条件となります。

また、公私連携型認定こども園においては、「保育が必要な事由」に該当しない方が利用対象となります。（保育が必要な事由に該当する場合は2号認定での入所申込となります）

2号認定および3号認定

入所対象児童および保護者ともに読谷村に住所を有していることが条件となり、生後6か月目になる月～小学校就学前までの「**保育が必要な乳幼児**」を対象とするため、どの児童も無条件に入所できるものではありません。（「保育が必要な乳幼児」として利用できる家庭の条件については、「保育園入所案内パンフレット P.2」をご確認ください。）

1号認定における一時預かり保育（午後の預かり保育）について

1号認定においては、午前の教育時間終了後や長期休業中に一時預かり保育を利用することができます。その際、午前の教育時間にかかる保育料は無償となりますが、午後の一時預かり保育にかかる保育料は有償となります。

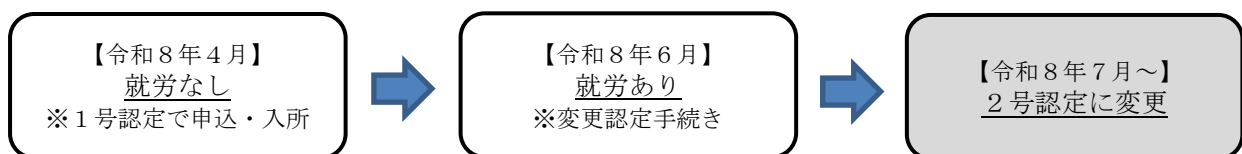
入所施設	一時預かり保育にかかる保育料
公立幼稚園 私立幼稚園	基本的に有償 ※保育の必要性の認定がある場合は無償化対象
公私連携型認定こども園 （喜名こども園）	有償

※公私連携型認定こども園において、一時預かり保育を行う1号認定の児童は「保育の必要な事由に該当しない」ため、無償化の対象とはならず、有償となります。（公立幼稚園や私立幼稚園においては、「保育の必要な事由」の認定を受けた場合は無償化となります）

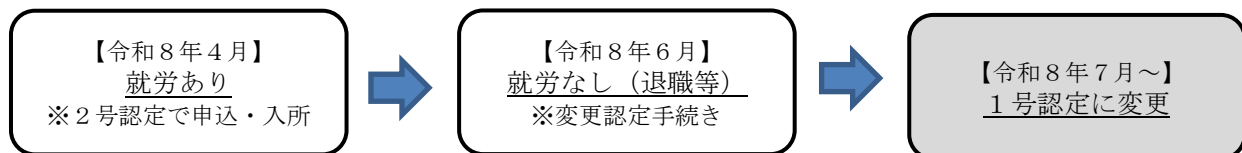
1号認定と2号認定の切替について

公私連携型認定こども園における1号認定は、「保育の必要な事由に該当しない」方が対象となるため、入所後に保護者の就労等により「保育の必要な事由」が新たに発生した場合に限り、2号認定への認定区分の変更を認めます。（その場合でも、認定区分の変更は翌月からの変更となるため、変更を希望する前月の20日までに確認書類を添えて変更手続きを行う必要があります）

○認定区分の変更が認められる例

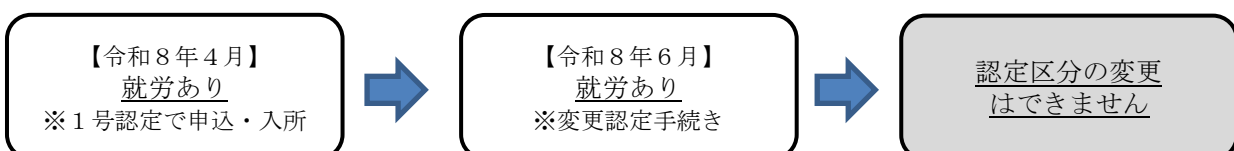


※上記の場合でも、4月分から6月分までの一時預かり保育料は有償となります。



※上記の場合では、7月分から一時預かり保育料が有償となります。

○認定区分の変更が認められない例



※上記「利用できる家庭の条件」のとおり、保育の必要性がある場合（就労あり等）は1号認定での入所申込はできず、2号認定での入所申込となります。

■ 入所までの流れ ■

公私連携型認定こども園において、支給認定申請及び保育所入所申込、利用調整、入所承諾通知および入所保留通知、入所決定園との面接・健康診断等については、基本的に村立保育所・認可保育園と同様です。詳細や注意事項については、「保育園入所案内パンフレット P.3」をご確認ください。

利用調整について

P.2 で先述のとおり、入所申込が利用定員を超過する場合は、校区内児童を優先的に利用調整を行います。（1号認定においては3歳児から5歳児、2号認定においては5歳児のみ）

それでもなお利用調整が必要な場合は、1号認定は抽選での利用調整とし、2号認定および3号認定は入所調査表に基づき利用調整を行います。

※新規で入所する場合の申込において、校区内児童として優先的に利用調整を行う際の対象児童は「第1希望を対象校区の公私連携型認定こども園」としている児童となります。第2希望以下で対象校区の公私連携型認定こども園を希望している場合は、第1希望で当該認定こども園以外の入所意向があるものと解し、校区内児童としての優先的な利用調整は行わず、校区外児童と同等に利用調整を行います。

■ 注意事項 ■ ※必ずお読み下さい。

保育所申込に際して

- 児童に発達の違いや疾病等があると思われる場合は、入所申込時に「発育状況調査表」に記載のうえお申し出ください。
- 食物アレルギーがある児童の食事については、各施設で対応できる範囲が異なります。必ずしも保護者のご要望に沿えるとは限りません。入所決定園で対応できない場合は、転園（退所）となることもあります。入所申込時に必ずお申し出ください。
- 施設における集団生活に支障がある場合は、施設を利用できないことがあります。また、保護者・児童・施設との間で、日本語による意思疎通・コミュニケーションが取れることが必要です。
- 随時、職場確認の電話を致します。その際に勤務確認が出来ない方や、就労証明書と内容が違う方は審査の対象から外れますのでご注意ください。
- 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査等を含む）により決定し、後日通知します。
- 在園児で新年度の申込を他園に希望される場合は、新規の申込となります。希望する園に入園できなかった場合は、在園保育園に戻る保障はありません。

保育所入所後

- 就労状況の変更等で、認定区分の切替や保育時間（標準時間・短時間）の変更を希望する場合は、前月の20日までに確認書類を添えて変更申請書をご提出ください。（月の途中で変更することはできません）
- 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、退所・支給認定の取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。
- 施設入所後にも現況確認のため、電話・訪問等による就労等状況調査や「就労証明書」等の再提出がありますので、ご了承下さい。
- 保護者の勤務先の変更・退職や妊娠・出産・育児休業など申込時や入所時と家庭の状況が変わった場合は、こども未来課まで必ずご連絡下さい。（もし、連絡がなく退職等が判明した場合は、2号認定および3号認定においては途中退所または2号認定から1号認定への切替となります。）
- 1ヶ月以上欠席する場合は、必ずご連絡ください。連絡なく1ヶ月以上欠席する場合、入所する要件に該当しない等とみなして退所となります。また、児童の病気治療や療養等により欠席する場合も2ヶ月を超える場合は退所となります。（欠席している間も保育料は発生します）
- 退所する場合は、退所希望月の20日までにこども未来課へ退所届を提出してください。

■ 保育料について ■

保育料は児童の年齢（認定区分）と、施設を利用する児童の父母及びそれ以外の扶養義務者（同居の祖父母等）の村民税所得割課税額の合算額によって決まります。

※所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、電子証明等特別控除額、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

1 号認定

1 号認定において、給食費および一時預かり保育料については、直接施設へのお支払いをお願いします。また、施設によっては教材費等を徴収することがありますので、詳細は施設へお問い合わせください。

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			給食費	一時預かり保育料 (8 月以外)	一時預かり保育料 (8 月) ※8:00~14:00
階層	定義		月額	日額	日額
1	生活保護世帯	第1子・第2子 第3子以降	0 円	300 円 ※別途おやつ代 50 円	450 円 ※別途おやつ代 50 円
2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	第1子・第2子 第3子以降	0 円		
3	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	第1子・第2子 第3子以降	800 円 0 円		
4	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	第1子・第2子 第3子以降	5,000 円 0 円		
5	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	第1子・第2子 第3子以降	5,000 円 0 円		

※給食費の徴収免除制度について、第2階層世帯以下（推定年収 270 万円以下）及び所得階層に関わらず第3子以降の子どもは、主食費 800 円、副食費 4,200 円の徴収が免除されます。また、第3階層世帯（推定年収 360 万円以下）については、副食費 4,200 円の徴収が免除されます。

2 号認定および 3 号認定

2 号認定において、3 歳児クラスから 5 歳児クラスの児童にかかる保育料については無償となります。その際、無償となるのは保育料のみであり、給食費は保護者の負担となるため、直接施設へお支払いをお願いします。

3 号認定において、0 歳児クラスから 2 歳児クラスの児童にかかる保育料は有償（非課税世帯を除く）となるため、納付書および口座振替（毎月 10 日に引き落とし）によるお支払いをお願いします。なお、給食費は保育料に含まれていますので、別途お支払いいただく必要はありません。

算定においては、「保育園入所案内パンフレット P.6~7」をご確認ください。（1 号認定の階層区分と異なることにご注意ください）また、施設によっては教材費等を徴収することがありますので、詳細は施設へお問い合わせください。

多子軽減について

1 号認定における給食費、2 号認定および 3 号認定における保育料・給食費について、多子軽減が適用されますが、それぞれで多子軽減のカウント方法が異なりますので、ご注意ください。（下記表では、小学 3 年生、幼稚園 5 歳児、保育園 3 歳児、保育園 1 歳児の家庭を参考例としています）

○ 1 号認定においては、小学 3 年生以下の児童からカウントして利用児童が第何子かを判断します。

○ 2 号認定および 3 号認定においては、就学前児童（5 歳児以下）からカウントして利用児童が第何子かを判断します。

認定区分	小学 3 年生	5 歳児（幼稚園）	3 歳児（保育園）	1 歳児（保育園）
1 号認定	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子
2 号認定 3 号認定	— ※カウントなし	第 1 子	第 2 子	第 3 子

※ 2 号認定および 3 号認定においては、市町村民税課税額および世帯状況（母子・父子世帯や障がい世帯）により、多子軽減のカウント対象となる年齢制限が変わる場合があります。詳細については、「保育園入所案内パンフレット P.7」をご確認ください。

保育料算定資料の提出が無い場合について

保育料は令和7年度及び令和8年度の市町村民税額によって算定します。算定の際に税情報が確認できない場合は、「仮算定」となり、最高額（1号認定は第5階層、2号認定および3号認定は第8階層）で算定しますので、書類の提出、未申告の方は申告を行ってください。

※令和7年1月1日に読谷村に住民登録がない方のうち、国外居住していた方や軍人・軍属の方は、2024年中の収入が確認できる書類を提出して下さい。（Wage and Tax Statement 等）

その他

保育料切り替え時期（算定に用いる市町村民税額）、保育料の階層変更（修正申告や世帯状況の変更）、寡婦（夫）控除のみなし適用の申請、保育料の納付については、「保育園入所案内パンフレット P.7」をご確認ください。

■ 申込に必要な書類 ■

入所を希望される場合は必ず下記の該当書類を揃えて提出して下さい。

なお、書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。

- 兄弟児同時申込の場合、共通証明はコピー可
- 各証明用紙はA4用紙でのコピーをお願いします。

1号認定

①全員提出が必要な書類

- ・教育・保育給付認定申請兼施設利用申込書【認定こども園1号】
- ・公私連携型認定こども園入所等に関する確認事項・同意書
- ・発育状況調査表

②該当する世帯のみ提出が必要な書類

入所を希望する保護者や世帯の状況に応じて提出する書類が異なります。「保育園入所案内パンフレット P.9」をご確認のうえ、該当する事由がある場合は書類の種類および様式等をご確認のうえ、提出してください。

2号認定および3号認定

①全員提出が必要な書類

- ・保育所入所申込兼支給認定申請書（児童台帳）
- ・公私連携型認定こども園入所等に関する確認事項・同意書
- ・保育所入所等に関する確認事項・同意書（保育所入所申込兼支給認定申請書（児童台帳）において他の村立・認可保育園を希望しない場合を除く）
- ・発育状況調査表

②保育を必要とする証明に関する書類

入所を希望する保護者の「保育の必要性」事由に応じて提出する書類が異なります。書類の種類および様式等については、「保育園入所案内パンフレット P.8」をご確認のうえ、提出して下さい。

③該当する世帯のみ提出が必要な書類

入所を希望する保護者や世帯の状況に応じて提出する書類が異なります。「保育園入所案内パンフレット P.9」をご確認のうえ、該当する事由がある場合は書類の種類および様式等をご確認のうえ、提出してください。

■ 認定こども園に関するQ&A ■

Q1. 令和8年4月からは喜名幼稚園が閉園し、法人が運営する認定こども園ができると聞きました。幼稚園から認定こども園になって何が変わりますか？また、これまでの公立幼稚園で行っていた教育内容の引継ぎをはじめ、どのような教育・保育内容になりますか？

A1. これまで喜名幼稚園では5歳児の幼児教育を行ってきました。認定こども園に移行するにあたり、幼児教育と保育を同一施設内で一体的なサービスの提供を行い、利用できる年齢も0歳～5歳となるほか、施設利用可否を問わず地域内の保育相談や子育て支援相談も行う施設となります。

また、これまで公立幼稚園が行ってきた取り組みを引き継ぎ、小学校や地域との連携行事等も積極的に行いながら、運営法人の特色を出した教育保育の展開を予定しています。

※現在、仮設園舎の整備を進めており、運営法人にて情報発信のためのホームページも準備を進めております。施設や教育保育内容の詳細を知りたい方は、運営法人へ直接お問い合わせください。

※今後も村の施設移行方針に基づき、公立幼稚園から認定こども園への移行を順次行うことを予定しています。

問い合わせ先

社会福祉法人 勇和福祉会 TEL：098-989-8533（ぽのぽの保育園内）

Q2. 認定こども園では、同年齢児に1号認定と2号認定がいる場合、別々のクラスで異なった教育・保育が行われるのでしょうか？

A2. 人数によりクラスが複数になる場合がありますが、別々の教育・保育内容を提供するのではなく、1号認定と2号認定がそれぞれ同じクラスのなかで同一の教育・保育を提供します

※ただし、「保育の必要な事由」の該当有無により、申込みを行う認定区分が異なります。また、P.1にも記載しているとおり、同じクラス内でも1号認定と2号認定では利用時間や土曜日の受け入れ等が異なりますので、ご注意ください。

Q3. 現在は認可保育園を利用しています。令和8年度は認定こども園への入所を希望していますが、新規の申込となりますか？

A3. 新規の申込となります。その際、利用調整の結果、希望する認定こども園への入所ができなかった場合、在園している保育園をそのまま退所（園）となる場合もあります。

Q4. 現在、読谷村外に住んでおり、これから読谷村へ転入予定ですが、認定こども園への入所申込はできますか？

A4. 申込できます。ただし、4月入所にかかる申込では令和8年3月6日（金）までに転入手続きをすること、年度途中入所（5月入所以降）にかかる申込では入所前月の20日までにそれぞれ転入手続きをすることが条件です。

※公私連携型認定こども園においては、転入先住所が入所を希望する認定こども園の対象校区かどうかにも利用調整に影響するため、転入先住所が申込時に確認した内容と異なる場合は、校区外児童と同等の利用調整を行います。

Q5. 認定こども園への入所を希望していますが、認可保育園への入所を同時に希望している場合、併願することはできますか？

A5. 併願については、P.2に記載しているとおり、併願できる場合と併願できない場合があります。読谷村役場こども未来課で申込受付を行い、利用調整を行うもの同士の申込は併願することができません。

質問の場合、認定こども園1号認定と認定こども園2号認定の併願はできません。また、公私連携型認定2号認定と認可保育園2号認定を希望する場合は、併願ではなく、申込書類「保育所入所申込兼支給認定申請書（児童台帳）」において希望する園をそれぞれ記入して申込をすることとなります。

※その際、第1希望の入所希望園によって、利用調整が異なることがあります。（P.4 参照）

Q6. 入所申込時点では無職ですが、認定こども園の利用はできますか？

A6. 1号認定については、保護者が就労していない等、「保育の必要な事由」に該当しない場合に申込することができます。2号認定および3号認定については、就労のほか「保育の必要な事由」に該当しない場合は申込することができません。（P.3 参照）

※1号認定の一時預かり保育料（午後の預かり保育）は有償となります。

※入所後に「保育の必要な事由」が新たに発生した場合は、1号認定から2号認定への切替を行うことができますので、こども未来課までご連絡ください。

☆喜名こども園

